

〔科目名〕 経済演習 II				〔単位数〕 4単位		〔科目区分〕 演習科目	
〔担当者〕 工藤 恭嗣						〔授業の方法〕 演習	
〔演習テーマ〕 本演習では主に、競争政策の理論と実証に焦点を当て、経済学的視点から競争政策の役割と影響を探究します。受講者は、経済理論を基に競争政策が市場の効率性や消費者福祉に与え得る影響について理解を深めるとともに、事例研究を通じて経験的な分析手法についての理解も深めることを目指します。 本演習で触れる独占禁止法は、我が国の司法試験の選択科目である経済法に含まれ、社会に出てからも関わる可能性のある知識と成り得ます。本演習では、経済学的な視点のみならず法学的な視点からも、企業の行動と、それが与える市場への影響について、可能な限り取り上げます。							
〔演習内容〕 本演習で念頭に置く「競争」は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）」（いわゆる「独占禁止法」）の第2条第4項に規定される「競争」であり、本演習で取り上げる競争政策とは、この「競争」を保護する政策になります。本演習の参加者は、経済学や経営学（経営戦略論）で扱われる競争戦略などの競争との間にあり得る相違点に留意しながら、次のとおり演習を進めます： ・各テーマについて報告担当者（各班2～4名）を決め、報告担当者はテキストの担当箇所について説明し、 ・報告者以外の参加者も事前にテキストを読んでおき、報告された内容について質問や議論をする。 以上のやり取りを通じて競争政策に関する経済理論の理解を深め、演習の成果として、特定の事例（独占禁止法違反事件や公正取引委員会が審査した企業結合案件のほか、公正取引委員会が職権探知していないもの、同委員会へ相談・申告されていないもの、同委員会への届出要件を満たさない企業結合も含む。）について経済学的に分析したレポートを作成します。							
〔科目の到達目標〕 ・競争政策に関する経済学について理解を深めること。 ・論理的思考（ロジック）と説得力ある表現方法（レトリック）の素養を養うこと。具体的には、 →競争政策に関する経済学の学習を通じて、その時点での自分の考えを整理すること（ロジック） →演習内での討論を通じて、自分の考えを他者（ここには未来の自分も含む。）が理解しやすい形で伝えること（レトリック）							
〔ディプロマ・ポリシー（DP）との関係〕							
学部				学科			
DP1 ○	DP2	DP3 ○	DP4 ○	DP1	DP2 ○	DP3 ○	
〔前提条件〕 必須の条件ではありませんが、次の3条件を満たすことが望ましいです： ・ミクロ経済学、応用ミクロ経済学、経済数学の3科目を履修済み ・統計学又は計量経済学のいずれか1科目を履修済み ・産業組織論の受講							
〔学修の課題、評価の方法〕（テスト、レポート等） 本演習への参加（発表、質問等）、作成したレポート等に基づき、総合的に評価します							
〔教科書等〕 （テキスト） 小田切 宏之『競争政策論〔第3版〕』日本評論社、2025 （参考書） ・小田切 宏之『産業組織論 ― 理論・戦略・政策を学ぶ』有斐閣、2019							

- ・大橋 弘『競争政策の経済学 人口減少・デジタル化・産業政策』日本経済出版社、2021
- ・公正取引委員会 年次報告 (<https://www.jftc.go.jp/soshiki/nenpou/>)
- ・川濱 昇、瀬領 真悟、泉水 文雄、和久井 理子『ベーシック経済法 ― 独占禁止法入門 第 5 版』有斐閣、2020
- ・Gunnar Niels, Helen Jenkins and James Kavanagh “Economics for Competition Lawyers, 2nd Edition,” Oxford University Press, 2016 (又は 3rd Edition (2023))

〔実務経歴〕

授 業 スケ ジ ュ ー ル

時期	テーマと内容
春学期	・競争に関する各論点・・・競争は重要か、独占禁止法における競争とそれを制限する手段の類型(排除、拘束、支配)や問題となる競争制限の程度(競争の実質的制限と公正競争阻害性)、競争を政策的に保護する理由、競争の代理人(←例えば、環境汚染と環境保護活動との関係からの類推)等 ・競争を制限する各手段に関する経済分析(単独行為、共同行為、企業結合)、および、それらの経済分析と独占禁止法上の競争制限の程度との関係
秋学期	・引き続き、各手段に関する経済分析(単独行為、共同行為、企業結合) ・経験的手法(統計学又は計量経済学)のおさらい ・レポートのテーマの選定、執筆、発表 ・そのほか、独占禁止法や競争法の実務家(公取委や(時差の問題もあるが)OECD の職員、弁護士など)とのオンライン対話も検討